

教育なき再教育の実態を暴露！ 皆川裁判証人尋問で堂々と証言

7月25日、皆川裁判の証人尋問が行われました。原告・皆川さんと、被告・会社より古屋指導科長（当時）が証言台に立ちました。

皆川さんは、応急処置の不適切で乗務を降ろされた際、複数の管理者によるパワハラや顛末書強要などが行われ、取り扱いに対する指導・教育が一切無かったことを堂々と証言しました。逆に、被告代理人は皆川さんの過去のミスに対する始末書をあげつらい、皆川さんを不良社員に仕立てようという意図がミエミエでした。皆川さんは理不尽な試験（落とすための）を拒否し、それをもって運転士を剥奪されました。この裁判の争点は、その試験が適正なものであるかどうかを争わなければなりません。被告はそれには一切触れません。

他方、古屋指導科長は、皆川さんの応急処置が安全・安定輸送を脅かす重大な行為だと証言しましたが、皆川さんの応急処置が実際に運行に支障をきたしたかの質問に対しては回答できませんでした。また、日勤中、会社は皆川さんに対して、就業規則を押しつけてきました。その一方で、「指導科用件」を発したはずの古屋指導科長は、事情聴取のための時間外労働の命令が就業規則のどの項目を適用したのかがまったく答えられず、労基法のイロハを知らなくとも、「業務命令だ！」と言えば事済むという傲慢な態度を見せました。

次回は、10月31日13:15より、東京地裁528号法廷です。

